

更正請求処分通知取消請求等事件

原告 倉持 尚 外1名

被告 国

## 証拠説明書（1）

2025年2月25日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 川 澤 直 康

同 江 夏 大 樹

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 1 の 1	住民票	写し	2024.11.18	三鷹市長	原告倉持尚の家族構成等。
甲 1 の 2	住民票	写し	2024.7.12	大阪府箕面市長	原告松村幸裕子の家族構成等。
甲 2	WEB 口座画面を印刷した書面	写し	2024.6	原告倉持尚 (印刷者)	原告倉持尚が、本件課税期間中、2023 年 1 月乃至 8 月は月額 円 (3 月のみ 円)、同年 9 月乃至 11 月は月額 円の保育料を支払っていたこと。
甲 3	確定申告書 (2023 年度)	写し	2024.3.15	原告倉持尚	原告倉持尚が、2023 年度の確定申告として課税所得金額は 円、所得税および復興特別所得税は 円等としたこと。
甲 4	更正請求書	写し	2024.6.30	原告倉持尚	原告倉持尚が 2023 年度確定申告時に 円の保育料を必要経費として算入していなかったことを理由として原処分庁に更正請求を行なったこと。
甲 5	更正をすべき理由がない旨の通知書	写し	2024.10.29	武蔵野税務署長	保育料は家事上の経費に該当すること等を理由に、本件更正請求には理由がないとの通知処分を受けたこと。

甲 6	審査請求受領書	写し	2024.11.22	東京国税不服審判所	原告倉持は東京国税不服審判長に対し、本件通知処分①の取消しを求める審査請求を行ったこと。
甲 7	取引明細表	写し	2024.7.9	支店	原告松村幸裕子が、本件課税期間中、2023年1月乃至8月は月額 円、同年9月乃至11月は月額 円の保育料を支払っていたこと。
甲 8	確定申告書(2023年度)	写し	2024.3.8	原告松村幸裕子	原告松村幸裕子が、2023年度中に得た所得金額の内訳は、給与所得が 円、個人事業で得た雑所得が 円であったこと。
甲 9	更正請求書	写し	2024.7.18	原告松村幸裕子	原告松村幸裕子が2023年度確定申告時に個人事業従事分に相当する 円の保育料を必要経費として算入しておらず、その結果、総合課税の所得金額の内訳、所得税及び復興特別所得税の金額等に是正すべき点があったこと等。
甲 10	更正をすべき理由がない旨の通知書	写し	2024.10.31	豊能税務署長	保育料は扶養義務の履行のためのものであり家事上の経費に該当すること等を理由に、本件更正請求には理由がないとの通知処分を受けたこと。

甲 11	審査請求受領書	写し	2024.11.21	大阪国税不服審判所	原告松村は大阪国税不服審判長に対し、本件通知処分②の取消しを求める審査請求を行い同月 21 日に収受されたこと。
甲 12	汐見稔幸外「日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史 150 年」94 頁、111 頁等	写し	2017.12.24	汐見稔幸外	保育所は元々「仕事と家庭が両立できるような労働環境の整備の必要性から生まれてきた」こと等。
甲 13	児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料修正 上巻』（ドメス出版、1978 年）648-650 頁	写し	1978.10.25	児童福祉法研究会	第 91 回帝国議会衆議院建議委員会では服部政府委員が行った保育所の趣旨についての答弁の内容
甲 14	内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」	写し	2022.3.23	内閣府子ども・子育て本部 統括官、文部科学省初等中等教育長、厚生労働省子ども家庭局長	「就労」を理由とする保育の必要性の範囲及びその拡大の内容について
甲 15	谷口勢津夫「税法基本講義〔第 7 版〕」339 頁	写し	2021.10.15	谷口勢津夫	所得税法 37 条 1 項の条文構造、家事関連費の意義、一般対応の必要経費該当性に直接関連性要件を求めることは租税法律主義の下では許されないことであること等。

甲 16	淵圭吾「租税法講義」76頁	写し	2024.7.30	淵圭吾	一般対応の必要経費は「その年に債務が確定したことを基準」として必要経費性が判断され原価を構成しない販売費・一般管理費等がこれに当たるとされること等。
甲 17	植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」	写し	1978.11.1	植松守雄	家事費の概念について「人間の衣食住に関する支出をはじめとして、その社会的、精神的、文化的生活を営むうえで必要とされる諸出費を意味する」と述べていること。
甲 18	金子宏「租税法」第24版 324頁	写し	2021.11.30	金子宏	家事費が「衣服費、食費、住居費、娯楽費、教養費等のように、個人の消費生活上の費用」と解されていること。
甲 19	佐藤英明「スタンダード所得税法第3版」282頁	写し	2022.2.22	佐藤英明	個人の活動は「新たに所得を稼ぐ活動（所得稼得活動、生産活動）と財やサービスを使って自然人としての生活を送る活動（消費活動）」に分けられるところ、家事費は消費活動に対応する「消費のための支出」と定義されていること。

甲 20	三木義一「必要経費概念における『事業直接関連性』－東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決の意義」(青山法学論集第 54 巻 4 号) 16 頁	写し	2013.3.25	三木義一	法 37 条 1 項は、前段（個別対応の必要経費）では「これらの所得の総収入金額にかかる売上げ原価その他当該総収入金額を得るために直接要した費用の額」としているのに対して後段（一般対応の必要経費）では「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と定め、個別対応の必要経費にのみ収入との「直接」対応性を求めていること、条文構造からすると一般対応の必要経費は「直接間接を問わず業務について生じていることで足りるというのが自然な解釈」であること等。
甲 21	植松守雄編「六訂版 注解所得税法」(大蔵財務協会、平成 31 年) 1099 頁	写し	2019.1.17	植松守雄	一般対応の必要経費の範囲は「事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なものを含」むと理解されていること。

甲 22	税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」43頁	写し	1963.12	税制調査会	政府の税制調査会が、「所得の形成に直接寄与していない経費」の取り扱いについて「できるだけ広くこの種の経費又は損失を所得計算上考慮すべしとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべし」とする考え方があるとしたうえで「できる限り前者の考え方を採り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える。」と答申したこと。
甲 23	田中治「家事関連費の必要経費該当性」(税務事例研究 Vol.143.2015/1)43頁	写し	2015.1	田中治	損金と必要経費の概念の関係については「所得税法における必要経費の概念については、法人税法における損金概念と基本的に同一であるべし、ということを出発点にすべき」とされていること。

甲 24	渡辺徹也「スタンダード法人税法第3版」(弘文堂、2018年) 15頁	写し	2024.4.15	渡辺徹也	損金と必要経費の概念の関係については「所得税法における必要経費の概念については、法人税法における損金概念と基本的に同一であるべし、ということを出発点にすべき」とされていること。
甲 25	子どものための教育・保育給付認定(変更)通知書兼支給認定証	写し	2022.2.28	三鷹市長	原告倉持及び妻の就労状況を基に三鷹市長が原告倉持の長男に係る保育の必要性を審査した結果、「子どものための教育・保育給付認定(変更)通知書兼支給認定証」が交付されたこと。
甲 26	保育所等入所(転所)承諾書	写し	2022.4.1	三鷹市長	原告倉持の長男の保育所に入所することを承諾するという決定が出されたこと。
甲 27	陳述書(原告倉持)	原本	2024.12.25	原告倉持尚	家族構成、保育状況、訴訟提起に至るまでの経過など。

甲 28	国税庁「タックス ア ン サ ー No.1500」	写し	2024.4.1	国税庁	雑所得の中には「業務にか かる雑所得」という分類が 存在する。所得税法は、雑 所得を、公的年金等に関す る雑所得と「その年中の雑 所得（公的年金等に係るも のを除く。）に係る総収入 金額から必要経費を控除 した金額」の二つの分類を 定めている。国税庁は、更 に後者のカテゴリーを「業 務に係る雑所得」と「その 他の雑所得」に分けたうえ で、前者を「副業に係る収 入のうち営利を目的とし た継続的なもの」と定義さ れること。
甲 29	柿原勝一「所得税 法における『業務』 の範囲について」 （税務大学校論叢 第 102 号、2021 年） 80～81 頁	写し	2021.6	柿原勝一	この業務に係る雑所得は、 売上げなどの点で「事業と いう規模ではないが、一定 の反復継続的な取引があ る」所得であり、例えば、 役務の提供に係る報酬な ど「規模等によって事業所 得となるものについては、 『業務に係る雑所得』に該 当する」とされているこ と。
甲 30	陳述書(原告松村)	原本	2024.12.25	原告松村幸 裕子	家族構成、保育状況、訴訟 提起に至るまでの経過な ど。

以 上